

見てわかる!

あなたの身近に、

男女共同参画



ねえねえ、お父さん。
「だんじょきょうどうさんかく」
って、どういうこと?



それはね...

札幌市

「男女共同参画」ってなあに？

「男女共同参画」というのは、男も女も性別に関係なく、自分の意思でいろんなことに取り組んだり、物事の決定に携わったりすることだよ。



えっ、そんなの当たり前のことじゃないの？
学校でも「男女平等」って習ったよ。

1

そうだね、「男女平等」の考え方は当然のことだね。でも、今の社会には、「男女平等」ではない場面がまだまだたくさんあるといわれているんだ。



へえ〜。
それは、どうしてかな？

2

「男は仕事、女は家事・育児」
などという考え方が
社会に根強く残っているかららしいよ。



ふーん…。
性別だけで決めつけるって、
なんだか変な感じだね。

3

この際だから、
自分たちの生活の中の
男女共同参画について、
振り返ってみようか。



そうだね、
まずは身近なところを
確認してみよう！

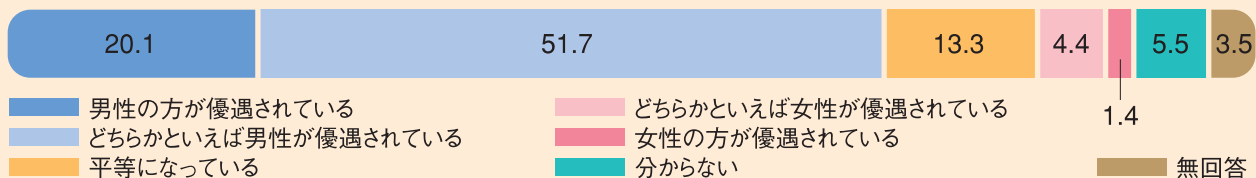
4

このパンフレットでは、男女共同参画に関する市民の皆さんの意識や、皆さんの身近な生活の中にある男女共同参画の具体的な事例を紹介しています。これらを参考に、自分や家族、職場や学校などのことを思い浮かべながら、「男女共同参画」について考えてみましょう！

「男女共同参画」に関する札幌市民の意識

男女の平等感について（社会全体で）

（平成18年度市民意識調査）



「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について

（平成18年度市民意識調査）



平成18年度の男女共同参画に関する市民意識調査では、社会全体で「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」という人が、合わせて71.8%に上り、「平等になっている」と考える人はわずか13.3%に過ぎません。また、「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方については、賛成が48.9%、反対が39.3%となっています。

解説

「男女共同参画」とは、男性も女性もお互いを認め合い、協力し合いながら、それぞれの個性と能力を發揮し、性別に関係なく自分の意思でさまざまな活動の計画段階から加わることやその利益を等しく受け取ることができ、その責任を共に持つことをいいます。また、そのような社会のことを「男女共同参画社会」といいます。

日本国憲法では個人の尊重と両性の本質的平等が定められており、その他法令や制度等でも男女平等がうたわれています。しかしながら、現在の社会では、男女平等は当然であるはずなのに、実際の生活の中でそう感じていない人が多く存在しています。その一つの要因として、「ジェンダー」の存在とそれに基づく「固定的な性別役割分担意識」が、私たちの社会に根強く残っていることが考えられます。

ジェンダー（Gender）とは、生物学的な性差をセックス（Sex）というのに対し、文化的・社会的につくられ

た性差をいいます。文化的・社会的につくられた性差とは、その性から想起される「女らしさ」「男らしさ」といったさまざまな特徴のことです。ジェンダーは、それ自体が良い、悪いという価値観で判断されるものではなく、また、社会や時代の移り変わりに応じてさまざまに変化するものです。しかし、ジェンダーにとらわれすぎると、固定的な性別役割分担意識が生じ、個人が持つ能力の發揮を妨げたり、人権侵害の背景となったりなど、さまざまな問題が生じる場合があります。「男性は仕事、女性は家事や育児」といった考え方も、ジェンダー観に基づく「固定的な性別役割分担意識」の一つの表れです。性別で社会生活上のさまざまな役割を分けることがすべて問題である、とはいえませんが、合理性・必然性のない役割分担により、個人の自由を妨げ、社会の利益を損なう場合は是正することが必要です。

家庭の中での男女共同参画

◎家事は家族みんなの仕事



毎日の食事の支度や洗濯、掃除などの家事は、私たちの生活に欠かせない仕事です。一人ひとりができることをしながら、家族みんなで協力し合うと、きっと快適に過ごせます。



◎子育てはお互いが協力し合うもの



子育ては男女が共に責任を持ち、協力して取り組むもの。ミルクをあげたり、おむつを替えたり、一緒に遊んだりなど、子どもと触れ合うひときは、家族みんなにとってかけがえのない時間です。

◎介護はみんなの支え合い

「介護は女性の役割」といった考えは、固定的な性別役割分担の意識*の一つです。介護も男女が共に協力し合いながら取り組むことができます。

※固定的な性別役割分担意識
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。



職場の中での男女共同参画

◎働く男女は対等なパートナー

企画・計画やその実施・実行、結果の評価など、それぞれの過程に男女が共に加わることが重要です。職場においても男女は、対等で大切なパートナーなのです。



◎男女が共に生き生きと働ける職場づくり

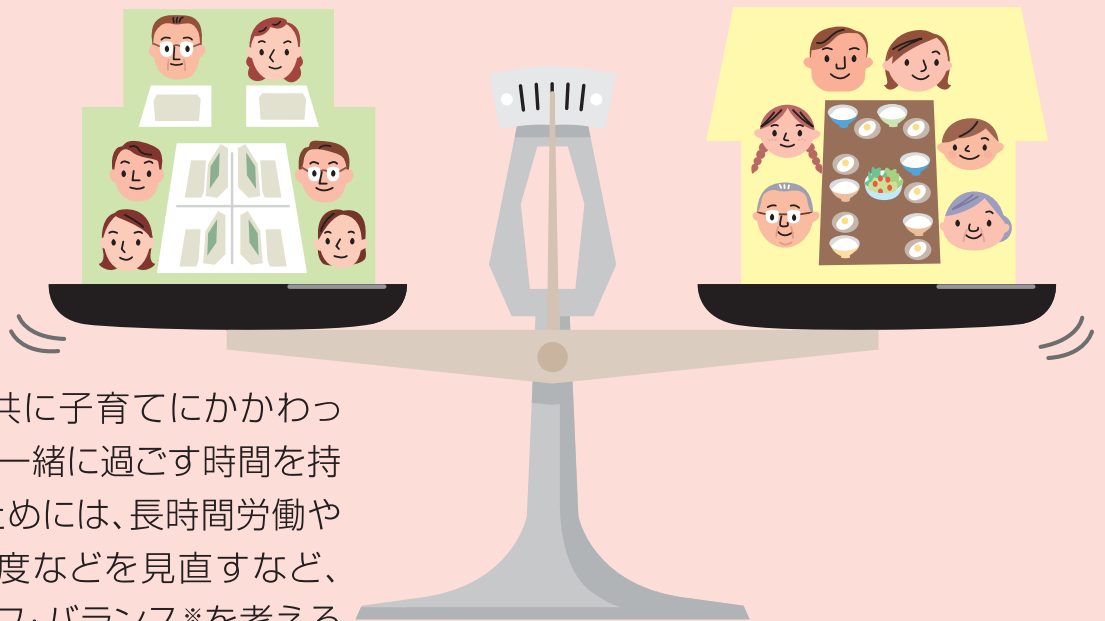
男女が共に生き生きと働くためには、性別による権利侵害や差別的な扱い、個人の職業能力の発揮に重大な悪影響を及ぼすセクシュアル・ハラスメント※をなくさなくてはなりません。また、事業主は性的な言動などにより就業環境が害されることのないよう必要な措置をしなければなりません。

※セクシュアル・ハラスメント

「職場などの継続的な人間関係における相手の意に反する性的な言動及び、それによって不利益を与えること」をいいます。



◎仕事も家庭もバランス良く



働く男女が共に子育てにかかわったり、家族と一緒に過ごす時間を持ったりするためには、長時間労働や育児支援制度などを見直すなど、ワーク・ライフ・バランス※を考えることが必要です。

※ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活・家庭の調和」のことをいいます。

地域の中での男女共同参画

◎ 地域活動は積極的に

住み良い地域づくりを進める上で、住民の皆さんの協力は欠かせないもの。開催の曜日や時間帯などの工夫、仕事中心のライフスタイルの見直しなどで、男性も女性も地域活動に参加できるようになります。



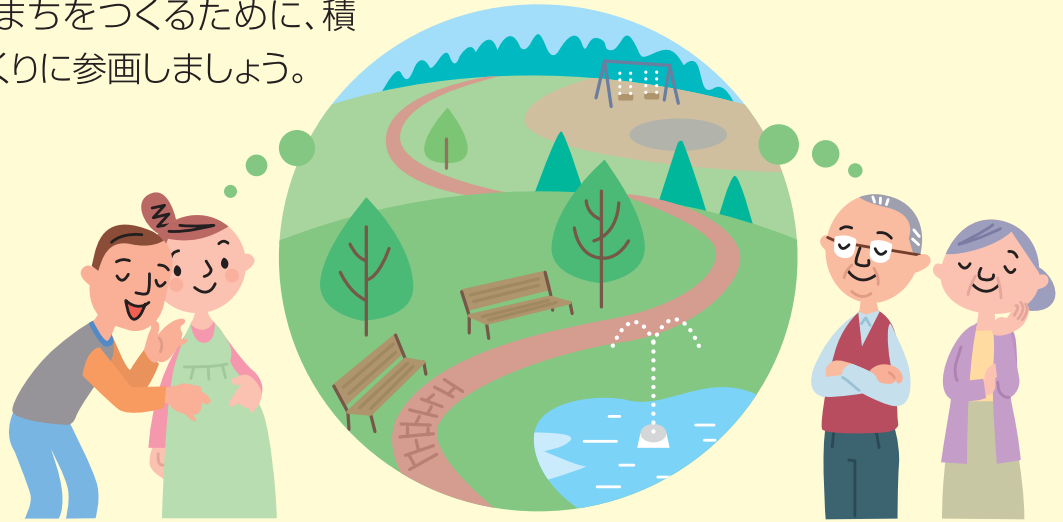
◎ 地域活動では誰もが主役



まちづくりや防災、環境などさまざまな分野にわたる地域活動。地域に住む誰もが性別や年齢に関係なく参画することができます。

◎まちづくりに参画しましょう

地域のまちづくりには、皆さんの考えや意見が欠かせないものです。より快適で住み良いまちをつくるために、積極的にまちづくりに参画しましょう。



暮らしの中での男女共同参画

◎一人ひとりの個性や夢を大切に



一人ひとりの個性や夢は性別によって左右されるものではありません。大切なのはそれぞれの個性を伸ばし、自分らしさを発揮できるようにすることです。

◎一人ひとりの人権が尊重される社会へ

女性の3人に一人が配偶者などから何らかの暴力を受けたことがある*とされています。また、暴力にはさまざまな表れ方があります。親しい関係の中でも暴力は人権侵害です。暴力の根絶に向け、すべての人への暴力を容認しない社会を築くことが必要です。



※平成19年度男女共同参画白書(内閣府)より

◎みんな輝いて



男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者も、みんなが生き生きと輝いて生きる社会の実現を、男女共同参画は目指しています。そのためには、一人ひとりが大切にされ、個性と能力を発揮できるよう、お互いの理解と協力が必要です。

このリーフレットで紹介した事例をはじめ、男女共同参画は皆さんに身近な家庭や地域、職場など社会のあらゆる場面に存在しています。皆さんのちょっとした勇気や発想の転換など一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねが、男女が共に支え合いながらそれぞれの個性と能力を発揮することができる社会、いわゆる男女共同参画社会の実現につながります。皆さんも自分のできることから始めてみませんか。



◎国では…

国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取り組みを推進するため、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、これに基づき男女共同参画基本計画を策定しています。

◎札幌市では…



札幌市男女共同参画センター
(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ公共4施設内1・3・4階)
開館時間／8:45～22:00
休館日／年末年始及び施設点検日
※施設利用方法などについては同センター(電話011-728-1222)まで、直接お問い合わせください。

札幌市配偶者暴力相談センター
相談時間／平日8:45～20:00
 土日祝11:00～17:00
 (ただし、年末年始を除く)
相談電話／011-728-1234
※同センターのほか、各区保健福祉部健康・子ども課などでも、相談業務を行っています。

札幌市では、男女共同参画社会を実現するための基本となる理念や施策を盛り込んだ札幌市男女共同参画推進条例を平成14年に制定。これに基づき男女共同参画さっぽろプランを策定し、各部局においてさまざまな施策に取り組んでいます。この条例では、5つの基本理念と3つの禁止事項を定めています。

条例の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度及び慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活での活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

禁止事項

- ① 性別を理由とする差別的取扱い(直接、間接を問わない)
- ② セクシュアル・ハラスメント
- ③ 配偶者等への身体的・精神的な苦痛を与える暴力的行為など

また、札幌市では、男女共同参画社会を実現するための市民のさまざまな活動を支援する拠点施設として、札幌市男女共同参画センターや、配偶者等からの暴力被害の相談窓口として、札幌市配偶者暴力相談センターを開設しています。(左記参照)

編集・発行

札幌市市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話.011-211-2962 FAX.011-218-5164
E-Mailアドレス danjo@city.sapporo.jp
ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>



さっぽろ市
02-F06-07-1256
19-2-265